

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和7年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業【令和6年5月31日終了】 (2)住民税非課税世帯等給付金給付事業 (3)定額減税調整給付金支給事務【令和6年12月27日終了】 (4)定額減税不足額給付金支給事務
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)(4)の事務に関すること) 丹波市 財務部 税務課
②所属長の役職名	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 社会福祉課長 (1. ②事務の概要内(3)(4)の事務に関すること) 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)(4)の事務に関すること) 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 財務部 税務課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、許可なく利用端末から持ち出さないことを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	利用端末へのアクセスをICカードとパスワードによる二要素認証によって限定する事で、アクセス権限の適切な管理を行っており、離席時にはロックをするよう徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	新規	なし	各項目ごとに入力	事前	
令和6年3月19日	I-1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 ①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 ①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 ②住民税非課税世帯等給付金給付事業	事前	
令和6年6月20日	I-1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 ①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 ②住民税非課税世帯等給付金給付事業	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 (2)住民税非課税世帯等給付金給付事業 (3)定額減税調整給付金支給事務	事前	
令和6年6月20日	I-3. 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	
令和6年6月20日	I-4. ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の160の項及び第162条	事後	
令和6年6月20日	I-5. ①部署	丹波市 健康福祉部 社会福祉課	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 丹波市 健康福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 丹波市 財務部 税務課		
令和6年6月20日	I-5. ②所属長の役職	社会福祉課長	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 社会福祉課長 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 税務課長		
令和6年6月20日	I-8. 連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市水上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 〒669-3602 兵庫県丹波市水上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 財務部 税務課		
令和6年6月20日	II-1. 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 令和5年12月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和6年6月3日 時点		
令和6年6月20日	II-2. いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月3日 時点		
令和7年2月7日	I-1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 (2)住民税非課税世帯等給付金給付事業 (3)定額減税調整給付金支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業【令和6年5月31日終了】 (2)住民税非課税世帯等給付金給付事業 (3)定額減税調整給付金支給事務【令和6年12月27日終了】	事前	
令和7年2月7日	II-1. 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和6年6月3日 時点	1,000人以上1万人未満 令和6年12月13日 時点		
令和7年2月7日	II-2. いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和6年12月13日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業	-	十分である (判断の根拠) 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、許可なく利用端末から持ち出さないことを徹底している。		新様式における評価の再実施
令和7年2月7日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		新様式における評価の再実施
令和7年2月7日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	十分である (判断の根拠) 利用端末へのアクセスをICカードとパスワードによる二要素認証によって限定する事で、アクセス権限の適切な管理を行っており、離席時にはロックをするよう徹底している。		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	Ⅰ-5. ①部署	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 丹波市 健康福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 丹波市 財務部 税務課	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 丹波市 財務部 税務課		組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年4月1日	Ⅰ-8. 連絡先	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 財務部 税務課	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 財務部 税務課		組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年6月16日	Ⅰ-1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業【令和6年5月31日終了】 (2)住民税非課税世帯等給付金給付事業 (3)定額減税調整給付金支給事務【令和6年12月27日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業【令和6年5月31日終了】 (2)住民税非課税世帯等給付金給付事業 (3)定額減税調整給付金支給事務【令和6年12月27日終了】 (4)定額減税不足額給付金支給事務	事前	
令和7年6月16日	Ⅰ-5. ①部署	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 丹波市 財務部 税務課	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)(4)の事務に関すること) 丹波市 財務部 税務課		
令和7年6月16日	Ⅰ-5. ②所属長の役職名	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 社会福祉課長 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 税務課長	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 社会福祉課長 (1. ②事務の概要内(3)(4)の事務に関すること) 税務課長		
令和7年6月16日	Ⅰ-8. 連絡先	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)の事務に関すること) 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 財務部 税務課	(1. ②事務の概要内(1)(2)の事務に関すること) 〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 福祉部 社会福祉課 (1. ②事務の概要内(3)(4)の事務に関すること) 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 財務部 税務課		
令和7年6月16日	Ⅱ-1. 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 令和6年12月13日 時点	1万人以上10万人未満 令和7年6月2日 時点		
令和7年6月16日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年6月2日 時点		